

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（区画整理事業）北岡地区）を行うことについて平成18年12月27日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成19年1月24日から同年2月13日まで縦覧に供する。

平成19年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀